

平成 24 年第 3 回定例会 震災対策調査特別委員会

平成 24 年 12 月 20 日

谷口委員

まず今回の条例案についてお伺いしていききたいと思います。

今回の地震災害対策推進条例については、本委員会でも審議を重ねてまいりました。我が会派としても、幾つかの点について、条例の細かな点について指摘をさせていただきましたので、その条例への指摘について、どのように今回反映されているのか、確認をしてまいりたいと思います。若干これまでの質疑とだぶる点もあるかもしれませんが、御理解いただきたいと思います。

市町村と国との連携、第 7 条について、当初の素案の中ではこの市町村との緊密な連携協力体制を整備するところ、これが最後の文末のところ、努力義務というふうになっていた、一体この前半部分が県の責務なのか、努力義務なのか、はっきりしていない点がありました。その点について、今回どのようにしたのか、まずちょっと確認させていただきたいと思います。

災害対策課長

第 7 条関係の（7）のアです。従来市町村と緊密な連携協力体制を整備するということが、あたかも努力義務であるかのように読めてしまうところを修正しまして、するものとし、また、という言葉をつけることで、完璧に分けて、もうこれは義務だということを前段で明らかな形になるよう文章を工夫させていただいております。

谷口委員

しっかりとここは、協力体制を整備するものとし、ということで修正をいただいたということで、評価したいと思います。

続いて、今日も質疑がありましたけれども、前回の委員会でも、私どもも条例をつくって計画をして、実際実行していくことの重要性を指摘させていただいたわけですが、今回条例案の中には、県の責務の中に地域防災計画の進捗状況の管理が規定されておりますけれども、このことについてお伺いをしていききたいと思います。

今日の質疑では、その進捗状況については、地域防災計画に位置付ける対策について、毎年度実施状況と今後の実施方向について取りまとめると。それから、当初予算の段階で、他の部局も含めて防災対策、こういったものを予算措置をしているのかということをしつかりとまとめて出すと。また、公表についても、議会への報告とホームページ等での周知ということなのですが、当初予算での段階での全体の姿というのは分かるんですけども、その地域防災計画についての対策を毎年度、実施状況と今後の実施方向について取りまとめるとあるんですけど、これはやはり予算案での段階とのサイクルをきちっとしていかなければいけないと思うんですね。

そういう意味で、この進捗状況について、いつ頃取りまとめて発表して次につ

なげていくのか、その時期についても、もしお考えがあればお伺いしたいと思います。

災害対策課長

予算案のお見せできる時期というのは次の第1回定例会、2月で予算というのはお見せしながらお話ができるかと思えます。やはり事業というのは、年度が終わり、その実績を御吟味いただくというのが基本でございますので、ここは予定も含めて翌年度の事業計画と実績を同じ時点でお見せできるように整備をして、皆さんの評価を受けていきたいと思っております。

谷口委員

今のお話ですと、2月に予算案を出す段階での、その時点で年度末は終わっていないけれども、3月までの見込みも含めて取組状況と今後の方向性について、全部セットで出していただける、そういう理解でよろしいでしょうか。

災害対策課長

そのように努力したいと思っております。

谷口委員

それは非常に良いやり方だと思いますので、あとはしっかりと分かりやすく、皆さんに周知できるように実施状況、また、方向性について分かりやすい形で提示していただくことを要望したいと思います。

その次に素案の段階では、基本的な対策の中に、都市の安全性の向上という項目がありました。前回の委員会の中で都市という言葉は、我々が普通に一般に受け止めると、やはり都市部というイメージになってしまうので、もうそう捉えられるのではないかという懸念を申し上げました。

この都市の安全性の、この都市というのを何とか工夫して、もう少し県全体を表す言葉にしていただけないかという指摘をさせていただきましたけれども、今回、地域防災に配慮したまちづくりの推進ということで、御努力いただいて修正をされていますけれども、この変更を行った基本的な考えをまず確認させていただきたいと思えます。

災害対策課長

ここの項目は、実は従来、都市の安全性の向上という言い方をしていましたけれども、それだけでは言い尽くすことができない計画的な県土の土地利用、道路、河川等の整備、建築物の耐震性の向上といったあらゆる県域のお話をさせていただいているところでございますので、これにふさわしい言葉として、再度検討し、今回の条文の内容にさせていただきました。

谷口委員

御努力いただいていることに感謝申し上げて、評価したいと思います。

それで、続いてもう一点、木造家屋の耐震化について、素案の中では県民の取組という、努力義務ということで出ていたわけでありましてけれども、これは県の責務としてもしっかりと明示すべきではないかというふうに指摘をしたところでありますけれども、これについては、どういった工夫がされているのか、確認さ

せてください。

災害対策課長

先ほどの同じところでございます、2ページの(9)の地震防災に配慮したまちづくりの推進の県の責務のあのところですが、従来は公共施設の耐震化等を推進すると規定させていただいておりました。ただ、本件を踏まえまして、建築物の耐震性の向上を実施するという形で修正させていただきまして、公共施設にかかわらず、木造家屋を含めた建築物の耐震性の向上を県の対策としてきちっと考えていくということを明記させていただいております。

谷口委員

確認ですが、この建築物、先ほど木造家屋も含むとありましたけれども、これは当然マンションも含めてというふうに理解していいのでしょうか。

災害対策課長

お見込みのとおりでございます。

谷口委員

それで、もう一点は、防災教育についての指摘をさせていただきました。特に学校における防災教育について、しっかりとやるべきだということを指摘させていただきましたけれども、この点については、今回どういうふうになっているのでしょうか。

災害対策課長

同じく資料の2ページの(10)地震防災に関する知識の普及等、第10条関係のウでございます。ここで、骨子案ではなかった学校においてということで明記をさせていただきまして、県は学校において、児童・生徒等が地震防災に関する理解を深めるとともに、地震災害発生時において適切に行動する力を身に付けることができるよう教育を推進するものとするという形で、かなりはっきり学校でのということを明記させていただきました。

谷口委員

そこはしっかり書き込んでいただいたことに感謝申し上げたいと思います。

1点確認なんですけれども、そのウの中の市町村等と連携し、とありますけれども、この等については、どういったところを想定されているのでしょうか。

災害対策課長

これは、当然学校教育というのは、市町村立がございまして、県立の学校もございまして、それから、他にも民間の私立の学校もあるわけございまして、そういった意味で、ここを連携しというところ、また、教育をやらせてもらうだけでなく、教育の材料みたいなところと一緒にやっていくところというのは他にもあるでしょうから、その両方の書き尽くせないところを少し入れさせていただいて、想定しております。

谷口委員

すみません、ちょっとよく分からないんですけども、その材料というのは、教育材料の話ですか。

災害対策課長

お見込みのとおりです。

谷口委員

条例についての最後になりますけれども、見直し規定のところですね。今、資料の4ページの下の方にありますけれども、当初5年ごとの見直しという、そういう規定になっておりました。私どもの会派では、この5年というのは、通常こういう見直しというのはその程度なんでしょうけれども、これはもう柔軟に、随時見直せるというようなことを付け加えたらどうかという指摘をさせていただきましたけれども、想定について確認をさせていただきます。

災害対策課長

委員会の御指摘を踏まえて、再三法令に関する部局と調整をし、実は神奈川県条例の中でも初めてになるかもしれませんが、こういった附則の中で5年ということに加えまして、地震災害での大きな地震が起きて、そこから知見を得られた場合には見直すことができるという新たな規定を設けさせていただきました。もちろんこういう規定を設けておりますので、随時必要に応じて新たな知見に基づいて、計画はもっと頻繁に見直すことになるでしょうけれども、条例についても考えさせていただくということが、条例上確保されることになりました。

谷口委員

これは高く評価をしたいと思います。やはりいつ災害が起きるか分かりませんし、また、新たな課題がそのことによって出てくる可能性も十分ありますので、この条例についても、5年にかかわらず見直せるという言葉を入れていただいたことは、本当に高く評価をしたいと思います。

この条例案については、この委員会でも様々な審議を重ねてきましたけれども、その成果としてこういう形で案として固まったわけではありますが、先ほどから今日の質疑でもありましたように、やはり条例をつくって計画をつくり、実行していく。実行していくことが一番大事なことであって、その効果がきちっと目に見えてくるということが大事だろうというふうに思います。

また、県民の皆さんにもしっかりと周知をしていって、安全防災局を中心に各局がしっかりと力を合わせてやっていく、進めていくということが大事だと思いますので、しっかりとこの条例に基づいて、防災対策にしっかりと取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

意見発表

谷口委員

公明党県議団としての意見発表をさせていただきます。

神奈川県地震災害対策推進条例案については、本特別委員会において、素案の段階で我が会派として幾つかの指摘をいたしました。そうした指摘について、今回修正がなされたことは高く評価したいと思います。

例えば、条例の見直しに関しては、5年ごとの見直しの規定となっていたものを、より柔軟に対応すべきとの意見を申し上げましたけれども、今回の条例案ではそうした項目が追加をされています。

また、防災教育の重要性についての指摘もさせていただきましたが、条例案では学校においてと明確に位置付けがされています。

一方、この本県の条例案の特徴には、県、県民、事業者との責務が明確にされている点があります。しかしながら、県民、事業者の責務については努力義務規定となっており、その実効性を担保するためには、十分な周知徹底はもとより、具体的な協議により理解を得て、協力体制を確立することが重要であると考えます。そのことにより、条例の制定の趣旨である県、県民、事業者等の協力がなされ、県民総ぐるみの継続性が得られると考えます。

今後は、安全防災局を中心に、関係部局も含めて進行管理をしっかりと行い、条例に基づく対策の着実な推進をしていただくよう、強く要望申し上げます。